

14世紀のロンドンっ子

—底辺に生きる人々—

石田 讓

ウィリアム・ラングランドの作といわれる『農夫ピアズ』は寓意的な宗教詩であるが、物語が14世紀後半のイングランドの現実とないあわせられて展開されるため、社会史的な資料としても興味深い作品となっており、とりわけ、作者がその生涯の大部分を過したロンドンの現実が従横に映し出されている。たとえば、ロンドンっ子が楽しそうに一杯やっている居酒屋の場面⁽¹⁾があるが、そこでは登場人物の一人一人が今にも行間から躍り出てきそうな生きた人間として描かれており、14世紀のロンドンっ子の生身の姿を目の当りに見る感がある。

ところが、この居酒屋の情景をはじめとしてラングランドによって描き出されたロンドンっ子たちは、経済史の教科書では滅多にお目にかかることのできない人々でもある。上述の酒場風景でも、そこに描かれているのは、靴直し・鋤掛屋・貸馬車屋・針売り・売春婦・溝堀人夫・ヴァイオリン弾き・鼠捕人夫・街路清掃夫・縄作り・皿売り・古道具屋といった人々であり、従来ほとんどとりあげられることのなかった、社会の下積みに生きる名もない貧しい庶民である。こうした人々は市民権を持たない市民＝非市民であり、法規違反者あるいは取締りの対象として現われるほかは公的な史料に記録をとどめることも少なく、いわば歴史の谷間に埋れて忘れ去られた人々である。本稿では、こうした社会の底辺に生きたロンドンっ子の姿を追って、かれらの具体的な生活の一端に触れてみたい。

I 底辺に生きる女性—行商人・売春婦—

(1) 行商人

ロンドンでは、同職組合に加入し、正規の組合員(親方)になることによって市民権を取得することが14世紀の初頭以来制度的に確立するが、14世紀の推移とともに徒弟あるいは雇人から親方へ上昇する可能性が狭められ、他方、同職組合に加入・組織化されることなく、当初から同職組合の域外で就業する人々も増大していった。こうして、同職組合の内外に市民権を持たない貧しい非市民層が形成されていき、14世紀も後半を迎えると、この非市民層はその上層で市民の下層と交錯しながら、社会の底辺に幅広い広がりを示すようになる⁽²⁾。

それとともに、街頭では、こうした下層の人々の間に、たとえ品質は劣るとも、より安価な商品を仲介して売り歩く人々の姿が目立つようになる。もし当時のロンドンを訪れたなら、そうした行商人のなかに、パン・魚貝類・バター・チーズ・酒^{エール}など、庶民にとって最も身近な食品を戸口から戸口へと売り歩く人々の姿を見出すことができるだろう。そして、その多くが貧しい女性たちであることにも気付くはずである。同職組合のなかには、妻と娘以外の女性を働かせてはならない、と組合規約に明記しているものもあり⁽³⁾、女性が何らかの特別な技量を身につける機会は少なかった。それゆえ特別な技量を必要としない行商は、社会の底辺に生きる女性にとって恰好の生活手段となっていた。「行商人」を表わす用語として最もよく用いられる“hukster”は、ロンドン市の史料上では、ほとんど女性に対してのみ用いられている⁽⁴⁾。貧しい非市民を夫にもつ婦人が、共働きの手段として行商する場合もあったろうし、不幸にも夫を亡くした妻が、一家を支えるために行商^{なりわい}を生業とする⁽⁵⁾ことも多かったであろう。

彼女たちのなかには魚貝類を商う者も多かったが、販売に好適な場所は魚商などの同職組合に組織された商人が独占し、彼女たちがそうした場所で活動するのを禁じていた。それゆえ彼女たちは、一箇所にとどまることなく、小路から小路へと絶えず場所を替えながら売り歩くように法令で強制され、従わない場合は、売物である魚貝類の没収が科せられていた⁽⁶⁾。また彼女たちは、パン屋から入手したパンを戸口から戸口へと売り歩くこともした。しかし、自家製のパンを売ることは禁じられ、違反の場合は曝台に立たされることになってい

た⁽⁶⁾。おそらくここにもパン屋の利害が絡んでいたのだろう。

こうして行商人の活動には、同職組合の利害にもとづくさまざまな制約が加えられていた。しかし、庶民の日々の糧をたずさえて小路から小路へと売り歩く行商人は、彼女たちと同じように社会の底辺に生きる人々にとってはごく親しい存在であったろうし、日々の生活に欠くことのできない存在であったろう。彼女たちが売り歩く魚は、当時は、四季を通じて貧しい人々の日常の食べ物であった⁽⁷⁾。

ところで、彼女たちの日々の営みは、どれほどの収入をもたらしたであろうか。パンの行商の場合は、13個のパンを12個の値段でパン屋から入手するのがロンドンの古くからのならわしであり、「パン屋の1ダース」(a baker's dozen)と呼ばれていた。安いパンは4個で1ペニーであったから、その場合は48個を商って1ペニーの利鞘が得られる勘定になる⁽⁸⁾。また1382年には、テムズ河の陸揚場に荷上げされた塩漬鯨を6匹につき1ペニーで買入れ、これを5匹につき1ペニーで売り歩いていたことが記録されている⁽⁹⁾。この場合は、30匹を売り捌いて1ペニーの利鞘が得られる計算になる。当時、最下層の不熟練労働者の1日の労賃が約3ペンスであったから、これと等しい収入を得るためには、パンなら144個、塩漬鯨で90匹を売り捌かなければならない勘定になる。もっとも、彼女たちが現実にどれほどの売り上げを得ていたかは知るすべもない。しかし、女性としての体力や、天候に左右されざるを得ない戸外の営みであることを思えば、おそらく当時の最低賃金水準である1日3ペンスを得ることさえ容易なことではなかっただろう。

しかし、こうした貧しさは、同時に彼女たちに生き抜くための哀しい知恵をももたらした。社会の下積みにいるロンドンっ子にとって最も手頃な楽しみは酒の痛飲であったから、行商で生計を立てる彼女たちにとってすこぶる売れ行きの良い商品は、おそらく酒であった。彼女たちはこれを枡で計り売りしていたが、この枡に細工をほどこして量目をごまかし、少しでも多くの稼ぎを得ようとする者も多かったのである。酒の検査官は絶えず監視の目を光らせていたし、検査を経て認証を与えられた枡以外を用いる者には拘禁と料金の罰が待ち

受けていたが⁽¹⁰⁾、逼迫する生活は、彼女たちに規制の網の目をくぐることを強いたであろう。1364年には、1クォート入りの柁の底に厚さ1インチ半の松脂を敷いて上底にし、巧みに量目をごまかして酒を売り歩いていた行商人が捕えられている。ロンドンには“thewe”と呼ばれる女性専用の曝台があったが、彼女もこの曝台に立たされ、没収された柁の半分が見せしめのために曝台に結わえつけられた。1370年には、一度に11人も行商人が、不正の柁を用いて食品を売り歩いた罪で捕えられている⁽¹¹⁾。

ラングランドも『農夫ピアズ』のなかで、酒の行商で身を立てている女を描いている。

私が彼女に麦芽を買ってくると彼女は販売用にそれを醸造しました。労働者や身分卑しい者のために、安い酒とこくのある酒を混ぜ合わせて売りつけたのです。……行商人のローザというのが彼女の本名でした。彼女は今までずっと行商を続けてきました⁽¹²⁾。

彼女は夫が買い与えた麦芽で販売用の酒を醸造したが、麦芽を買うほどの資金さえもない多くの行商人は、醸造業者から当座の必要分だけ酒を買い、これを転売して歩いて生活の糧を得ていた。しかし、転売を目的とした酒の売買は禁止されていたから、この商いにもまた危険がつきまといっていた。しかも転売を目的とした酒の売買が摘発された場合には、売手の側は売上金の没収で済んだのに対し、買手の行商人には買い入れた酒の没収以外に、投獄や曝刑の罰が加えられた⁽¹³⁾。14世紀の後半には転売を目的とした酒の売買を禁ずる布告が繰り返し出されているが、1383年には、違反者に科す罰金の半額を与えるとして、違反者の通報を奨励しさえしている。その効あってか、この布告が出されてわずか3日後には、早速1人の行商人が、居酒屋の女将から酒を買い求めた罪で曝台に送られている⁽¹⁴⁾。

こうして彼女たちの身の回りには常に投獄や曝刑の危険がつきまとい、区民集会では、行商人(hukster)であるということだけで審理の対象になってい

たほどであった⁽¹⁵⁾。しかし規制に従順に従うことは生計の道を断つことにつながったから、彼女たちは違法行為の摘発を恐れながらも、酒の転売を続けたのだった。

だが、あえて法をくぐって生きていかなければならなかった現実には、他方でその弱味につけ込まれる悲劇をも生み出すことになった。1375年に発覚した小さな事件は、社会の底辺にあって法を犯さなければ生きていけなかったこの人々の不幸を物語っている。この年、前市町の市長付役人であった者に仕える召使のフェルドは、いかにもその筋の者であるかのように装って、行商を生業とする人々の家を訪れた。彼は、彼女たちの家で見出した酒を没収する任務を帯びているかのように振舞い、告発すべき者の名を書き記せるようにと覚書帳を手にもちらつかせ、いかにもそれらしい人物として立ち現われたのだった。フェルドが前市長とかかわりを持つ者であると知った彼女たちは、彼を本物の役人と思い込み、摘発を恐れるあまり彼に金品を差出し、従来通り酒を転売して歩くことを黙認してくれるようにと懇願した。こうしてある者は12ペンスを、またある者は6ペンスを、そして他の多くの者は、さまざまな物品をフェルドにだまし取られたのだった⁽¹⁶⁾。

社会の底辺にあって、ロンドンの民衆に日々の食品を売り歩いて鬮口を凌いでいた行商人は、その貧しさゆえにあえて詐偽めいたことも行ない、またそれゆえにしばしば曝台に立たされて辱しめを受けざるを得ない弱い人々であった。彼女たちの活動には同職組合の利害から種々の制約が加えられており、法規違反の要注意人物として、区民集会では常に審理の対象になっていた。しかし彼女たちは、そうした虐げられた境遇を常になすところなく甘受していたわけではない。1383年、市議会が、行商で生活する人々に転売を目的とする酒を売り渡すのを禁じた折には、多数の行商人がロンドン市の権限が及ばないサザークやウェストミンスターに移り住んでこれに対抗している。この時市議会は、サザークに移り住んだ彼女たちに市内の酒が渡るのを防ぐため、ロンドン橋に監視の任を帯びた役人を2名任命しなければならなかったし、ウェストミンスターに移り住んだ者に対しても同様の措置を余儀なくされている⁽¹⁷⁾。前

市長に関係していた役人の、そのまた召使という人物にさえ心ひるんで金品をだまし取られた彼女たちは、一斉退去という手段に訴えて支配層とわたり合うだけのしたたかさをも同時に合わせ持った人々であった。

(2) 売春婦

ところで、ラングランドは居酒屋で一杯きげんで盛んにやっている人々のなかに、コック通りの売春婦クラリスやフランドル人の売春婦ペロネルの姿も描いている。富にも家柄にも恵まれない下積みの女性にとって、売春は最も手っ取り早い生活手段であった。

実際当時のロンドンにはかなりの数の売春婦がいたらしく、区内に商売女や売春とりもちの女衞が居住している場合は、区民集会で告発がなされ処罰の対象となっていたし、市議会は、売春行為に関与した場合の刑罰をこと細かく定めていた。一体に中世の刑罰では辱しめを与えることが効果的と考えられており、その意味で曝刑は最も一般的な刑であったが、売春行為に関与した場合も楽隊付で目抜き通りを引き回され、曝台上に立たされたあげく、頭の回りを縁だけ残してぐるりと刈り取られるのがロンドンの慣習であった⁽¹⁸⁾。

売春婦が多かったのは、ロンドンに聖職者が多かったことと無縁ではない。当時市内には106もの教区教会があったうえに⁽¹⁹⁾、ラングランドも指摘しているように、黒死病の流行以来地方では暮らしにくくなった聖職者の多くが、みずからの教区民を捨ててロンドンに出てきており、妻帯を禁じられていたこの聖職者たちこそ売春婦にとっては恰好の客であった。ラングランドも30年間教区の主任司祭を勤めている〈怠惰〉なる人物を登場させ、この司祭をして次のように語らせている。

日曜日も週日も、毎日毎日、居酒屋や、いや時には教会で、おしゃべりに余念がなく、神の御苦しみや御受難はほとんど考えたこともありません。……四句節中でも、寝床の中で、朝課や御ミサがすむまで情婦を抱いて横になっています⁽²⁰⁾。

実際、売春や姦通に関する記録には聖職者の占める比重が高く、なかには自分の妻に司祭相手に売春させ、40ペンスを得て罰せられた仕立工の例(1407年)さえ見出せる⁽²¹⁾。ラングランドが描いた居酒屋に居合わせた2人の売春婦も、2人が2人とも聖職者に伴われているが、そんな情景は当時のロンドンではごくありふれたものであったろう。居酒屋は売春にも恰好の場を提供していたのである。1311年には、売春婦を伴って頻繁に居酒屋に出入りしたために捕えられ、牢につながれた男の記録が残っている⁽²²⁾。

しかし、居酒屋にもまして売春の温床となっていたのはスチュー(stew)と呼ばれる蒸し風呂屋であった。“stew”の原義は蒸し風呂(hot bath-room)であるが、古代ローマ以来ここで売春行為が行なわれたところから、この用語は売春宿を意味するようになっていた⁽²³⁾。中世のロンドンにはこの蒸し風呂屋は数多くあって、ラングランドも、神の救済を受ける資格のない者として「蒸し風呂屋のジャネット」を登場させている⁽²⁴⁾。クイーンハイズ区のテムズ河にほど近い所には「スチュー通り」と呼ばれる小路があるが、それも、かつてそこにあった蒸し風呂屋の存在が、今なお小路の名称にその名残りをとどめているのである⁽²⁵⁾。

そうしたロンドンの蒸し風呂屋のなかで最もよく知られていたのは、テムズ河の南岸沿いに並ぶ18軒のそれであった。この売春宿はテムズ河に面した入口の壁に、それぞれ猪の頭・鍵十字・大砲・鶴などの絵をあしらって客の注意を引いていたという⁽²⁶⁾。そんな絵看板のなかに、よりもよって枢機卿の帽子の絵が含まれていたのは歴史の皮肉といわねばならないが、対岸からこれらの絵を見つめて、せっせとこの蒸し風呂屋に足を運んだロンドンっ子も多かったであろう。教会の晩鐘が鳴り渡ると市壁の門が閉められ、市壁内から外へ出ることはできなかったが、テムズ河に舟を浮べる船頭に対して、夜間この売春宿に客を運ぶのを禁じた布告が残されているところを見ると⁽²⁷⁾、夜陰にまぎれてテムズ河を渡り、ここに通った者も多かったに違いない。売春婦にはフランドル人の姿も数多く見られたが、14世紀の末にテムズ河畔の売春宿を根城にしていたのもフランドル人の売春婦であった⁽²⁸⁾。

こうしてロンドンの至る所で売春が行なわれており、これを完全に取締ることは事実上不可能であった。その結果、1393年には、コック通りとテムズ河畔の売春宿に限って売春婦の居住を認め、他方、これ以外の地域に売春婦が赴くことに対しては、衣服の没収を科してこれを禁ずることが定められた⁽²⁹⁾。しかし、社会の底辺に生きる女性がその後もさまざまな場所で売春を行っていたのは明らかで、市内や郊外の蒸し風呂屋が売春の温床として存在し続けたことを示す史料が多数残されている⁽³⁰⁾。

ところで売春行為の背後には、これをとりもつ女衞が介在することが多かったが、そのなかには巧妙な手口で婦女をこの道にひき入れ、巧みに取締りの目を逃れる淫売屋の女将もいた。ジョーハーナもそんな女将によって夜の女になった一人であった。というのは、ジョーハーナを抱えていた淫売屋の女将エリザベスは、表向きは刺繍業を営んでいるかのように装って、ジョーハーナはじめ何人かの女性を徒弟として住み込ませたのだった。しかし刺繍業とは見せかけのことで、一旦住み込ませると、女将はジョーハーナに売春をそそのかした。こうしてジョーハーナは、エリザベスの目論・仲介のもとで一人の司祭のもとに送り込まれ、そこで心ならずも一夜を越し、売春婦としての生活を送ることになった。1385年5月のことであった。エリザベスは、その後もジョーハーナはじめ配下の女性に売春を繰り返させたが、7月の末に至って、ジョーハーナなどの訴えにより実態が暴露されたのだった⁽³¹⁾。

チャーサーは『カンタベリー物語』のなかで、「見せかけに店をだし、じっさいは生計のため淫売をさせている細君⁽³²⁾」の存在にふれているから、エリザベスのような淫売屋の女将は人のよく知るところであったろうし、ジョーハーナのようにあざむかれて売春の世界に足を踏み入れる女性も多かったのであろう。

ジョーハーナのその後の運命については知るところがない。みずから訴え出たほどであるから、その生活から抜け出すことができたのかもしれない。しかし、貧しさゆえに、こと意に反して売春を続けざるを得なかった女性も多かったであろう。洗濯女 (laundry-woman, washer-woman) が売春の目的で蒸

し風呂屋を利用していたことを示す一片の史料⁽³³⁾には、あえて売春によって餓口を凌いでいかねばならなかった最下層の女性の生き方が象徴的に刻印されている。

売春で身を立てていた女性にとっては聖職者がその相手になっている場合が多いことはすでに述べたが、皮肉にも教会は、彼女たちに対しては非情であった。テムズ河畔の売春宿に身を寄せていた女性について、ストウは次のように記している——「この女性たちは、その罪深い生活を続ける限り、教会の儀式に参列することを禁じられ、生前にその生活を思い切るのでなければ、キリスト教の埋葬からも締め出された。それゆえ教区教会から遠く離れた所に、彼女たちのために設けられた独身女性墓地 (single womans churchyard) と呼ばれる埋葬地があった⁽³⁴⁾。」

だが、社会の底辺に生きる女性にとって、売春を生活の手段にできるうちはまだ救いがあったかもしれない。やがてそれもかなわず、老齢や病気のために何ひとつ生活手段を得ることのできない境遇に陥ったものは、乞食でもするより仕方なかったであろう。1373年には、食料品商の娘を誘拐し、裸にして身元が判らないようにしたうえで、その子供を連れて物乞いをして歩き、曝刑の罰を受けた女性の記録が残っている⁽³⁵⁾。アリスという名のこの女性について、それ以上のことは知るすべもない。しかし、そうした行為に及ぶまでの半生には、下積みの社会を生きるがゆえに味わわねばならなかった様々な辛苦が刻まれていたにちがいない。

社会の底辺に生きる女性たちは、身につける衣服についても規制され、高級衣服の着用は禁じられていた。1281年の布告は、「行商人や乳母や召使、それに不品行な生活を送る女性が、リスの毛皮のフードを着用し、上流貴婦人であるかのように飾りたてている」事態に対処して、上流貴婦人以外には毛皮のフードの着用を禁じる旨記している。また、売春婦に毛皮の衣装や絹で裏張りした高級衣服の着用を禁じた1352年の布告は、彼女たちがいかなる階層に属する人間であるかが判別しやすいうように、一見してそれと判る縞模様のフードの着用を命じており、同様の布告が1382年にも出されている⁽³⁶⁾。

だが、こうした布告の存在自体は、とりもなおさず、なけなしの金をはたいて買い求めた高級衣服を身にまとい、どこの貴族かと思紛うばかりの装いでロンドンの街角にたたずむ売春婦や下層婦人の姿を彷彿とさせる。そして彼女たちがひとたびそのように着飾れば、厳然として存在する身分差が、実は単なる衣装の差に過ぎないことがあらわになる。だからこそ彼女たちは、あえて法を無視して精一杯着飾っていたにちがいない。そのことはまた、貧困と抑圧に満ちた下積みの社会を生き抜くがゆえに身につけた、彼女たちの奔放なしたたかさ・逞しさの言葉化されない表現でもあったろう。

II コーンヒルの古物市

ところで、ラングランドが描いた居酒屋では、一杯きげんの客たちのあいだでひとつの遊びが始まる。

「新しい市場」という遊びが始まった。靴直しのクレメントは、マントを脱いでそれを売りに出した。貸馬車屋のヒックは頭巾を投げた。そして肉屋のベッチェを自分の代理人とした。品物の値踏みをするため双方の代理人が立てられ、……⁽³⁷⁾

この「新しい市場」(new faire)という遊びは、一種の物々交換遊びである。2人の競争者が、それぞれ交換しようとする品物(ここではマントと頭巾)を出して、代理人を立てて取り引きする。さまざまな駆引のあとで、ともかくよい買物をした者が、まわりの人たちに酒をふるまうのである。

ところが、遊びの名称になっている「新しい市場」という名の市場が現実には存在しており、何気ない遊びひとつにも、その背後には人々の暮らしが息づいていた。13世紀の末には、コーンヒルの近くに文字通り「新しい市場」という市場が開かれていたし、ソーパァ通りにも同様の市場が存在していた。このソーパァ通りの市場の名称が“neue feyre”(新しい市場)であったのか、あるいは“nane feyre=noon feyre”(午^{ひる}の市場)であったのか、史料の判読をめ

ぐって人による差異があるが⁽³⁸⁾、市場の持つ本質にかわりはなかったと思われる。いずれにせよ、このソーパァ通りの市場では、そこに寄り集まる貧しい非市民層によって品物が売買され、ロンドンの近郊からは、盗人・掏摸・乞食のたぐいまでが引き寄せられるという賑わいをみせていた。この市場を禁ずる布告（1297年）からその様子をうかがい知ることができる⁽³⁹⁾。

掏摸や盗人がたむろし、群がり集まる人々の間でいきかが絶えない、というのがこの市場を禁ずる口実になっていたが、たとえ掏摸がいようが盗人がいようが、ロンドンの庶民にとっては、この種の市場は必要不可欠のものであったろう。物々交換も行なわれたろうし、何よりも安価な商品を手に入れる恰好の機会であったにちがいない。それゆえ、この種の市場は市内のそこかしこにみられるようになったらしく、1310年には、庶民の手によって開かれる市場（common merket）をコーンヒルの市場のみに限定し、その他の場所の市場を禁ずる布告が出されている。この時、コーンヒルの市場も朝から午後2時頃（nones）までとし、それ以後売買された物品は没収する旨定められた⁽⁴⁰⁾。

しかし、この時間の制限は守られようはずもなかった。人々は定められた時間がきてもその場を立ち去ることなく、やがて夕闇が迫り夜が訪れてもコーンヒルの市場は売買に熱中する人々で賑わい続け、この市場は文字通り「夜の市場」（evynchepyng=evening market）と呼ばれるようになる。そこでは、古着や古道具など、社会の底辺に生きる人々に密着した品物が売買されていた。1321年にロンドンで国王の巡回裁判が開かれた折には、禁止令を無視してこの「夜の市場」で活動している古着屋（Fripperers）が告発され、10月には70名近い古着屋が有罪判決を受けている。その折、別に10名の者が古着屋を支援していたことが記されており、この違法な市場が幅広い庶民の支持を得ていたことが示唆されている。そんな状況を反映するかのように、巡回裁判の禁止命令にもかかわらず、日没後も活動を続ける古着屋は跡を絶たず、翌年（1322年）の1月にかけて多数の古着屋が違法行為のために捕えられている⁽⁴¹⁾。

14世紀の推移とともに社会の底辺に貧しい非市民層が広がりを見せれば見せるほど、コーンヒルの古物市はかれらにとって欠くことのできないものになっ

ていった。ラングランドが描き出した居酒屋の飲み仲間のなかには大勢の古道具屋の姿も見えるが、かれらもまた、もっぱらコーンヒルの古物市を根城に活動しており、1361年には、「コーンヒルの古道具屋」という言いまわしがロンドン市の史料に記録されている⁽⁴²⁾。かれらは中古の家具などを競り売りし、その職業名=Upholder も、品物を競る際に文字通りこれを高く (up) さし上げる (hold) とおろしに由来している⁽⁴³⁾。当時のコーンヒルを訪れたなら、かれらの威勢のいい競り売りの声を聞くことができるにちがいない。

こうしてコーンヒルの古物市は、ますますロンドンっ子の暮らしのなかに根をおろしていった。もはや午後2時頃まででこの市場を閉じさせるという規制は実効性を持たなくなる。コーンヒルは夜遅くまで人で賑わい、各地から持ち込まれた盗品までが立派な商品として売られ、相変らず古着が売買された。こうした事態に対処して、1369年には、日没時に鐘を打ち鳴らし、これを合図に商品の持込みを禁ずることが定められたが⁽⁴⁴⁾、この「夜の市場」(文字通りの闇市)を封ずることはもはや不可能であった。

そして14世紀も最後の四半世紀を迎える頃になると、同職組合の商品もまた、このコーンヒルに代表される夜の闇市に持ち込まれていることが明らかになる。この頃、同職組合の内部では、貧しい人々の需要に支えられながら、組合の理事や監督官の目を盗み、あるいは公然とこれに逆らいつつ安価な粗悪品が生み出されていくが⁽⁴⁵⁾、そうした製品が暗がりでも繰り広げられる闇市と結びついていくのである。1375年には弓製造工 (Bowyers) が、コーンヒルに新しい弓を売り出すのを禁止する条項を同職組合同規約に付け加えており、1380年には刃物商 (Cutlers) が、そして1398年には革商 (Lethersellers) が、夜開かれる市場 (Evechepynges) への製品の持ち込み禁止を同職組合同規約に明記している⁽⁴⁶⁾。

こうして、同職組合の内外で広く展開してくる粗悪品が、古物や盗品とともに夜の闇市で売られ、社会の下積みの人々の需要を満たしていった。1393年には、暗がりのなかでも繰り広げられるウェストチープとコーンヒルの闇市を禁止する法令が再び出されている。この法令は、同職組合の理事がこの闇市で売買

される不良品や粗悪品の検査・没収権を有することを定めており、あらゆる同職組合の粗悪品がこの闇市に流れ込んでいたことを示している。また、ろうそくの下で盗品や粗悪品や古物を売買する人々に混じって、一見品物を売るようなそぶりでも、実は売春の交渉をしている人々の姿がみられたことも、この法令は伝えている⁽⁴⁷⁾。まさに闇市は、社会の底辺に生きる人々の縮図であった。

もちろん、昼間開かれていた公認の古物市も盛況を示していたにちがいない。15世紀のごく早い時期に書かれたとみられている作者不詳の物語詩にも、このコーンヒルの古物市が描かれている。『ロンドンのゲルピン野郎』(London Lickpeny) という愉快な表題をもつこの詩の主人公は、ケントの田舎からロンドンに出てきた、いわばおのぼりさんである。彼はまずウェストミンスターを訪れるが、人ごみにもまれるうちに頭巾をなくしてしまう。それでもかまわず雑踏をかきわけて進み、やがてロンドン市内に入る。活気ある街並を行くと、いたるところから、あらゆる商人が声をかけて、ありとあらゆる商品売りつけてくる。熟した苺・枝つきの桜桃・にんにく・さまざまな布地・壺・焼きたての羊の足……。だが、お金がないばかりに、何ひとつ買うことができない。そして……

やがてわたしは、コーンヒルにやってきた。

そこには、沢山の盗品がならんでいた。

わたしはそこに、ほかならぬ自分の頭巾を見出した。

ウェストミンスターの雑踏のなかでなくしたやつだ。

わたしは、そいつをじっと眺めてみた。

確かにわたしのものだった。

買い戻そうと思ったけれど、そいつはできない相談だった。

何しろお金がないもので、どうにもうまくゆかなかった⁽⁴⁸⁾。

生き馬の目を抜くとは、こういうことをいうのだらう。ほんの少し前になく

した物が、もう売りに出されている。ここには、コーンヒルの古物市を飯の種にして生きていたロンドン庶民の、敏捷で旺盛な生活力があふれでている。

貧しいロンドンっ子たちは、みずからの必要に根ざして、こうした庶民の市場をはぐくんでいったにちがいない。ロンドンでは今日なお、さまざまな古物市が人々の間に根をおろしている。そんな古物市も、コーンヒルの古物市以来の伝統のうえに築かれたのだらう。

コーンヒルの古物市は、ラングランドが描いたロンドンっ子の暮らしの場を象徴している。そして、ほかならぬラングランド自身が、妻と共に「コーンヒルの小屋」に住む貧しい下層の聖職者であった⁽⁴⁹⁾。それゆえコーンヒルの古物市を賑わす人々は、ラングランドにとっては最も親しみ深い人々であったらうし、かれらの世界は、そのままラングランドのロンドンであった。

(注)

- (1) William Langland, *Piers the Plowman*, B, V, 304-364.
- (2) 非市民層と同職組合との関係および非市民層の増大という社会現象の時間的経緯については、小林栄吾「イギリス中世都市の同職組合と下層労働者」『経済学季報(立正大学)』、第21巻第3・4号、第22巻第1・2号、拙稿「ラングランドのロンドン」第2章(単位修得論文・未発表)、参照。
- (3) H. T. Riley, ed., *Memorials of London and London Life in the 13th, 14th and 15th Centuries, A. D. 1276-1419*, London, 1868, pp. 217, 278; R. R. Sharpe, ed., *Calendar of Letter-Books of the City of London, 1275-1498*, London, 1899-1912, G, 64. 以下参照の場合は、それぞれ Riley, *Memorials*; *Cal. L. Bk.* と略記。
- (4) Riley, *Memorials*, p. 347 n. 1. このほか“hukster”と同義のものに“birlester”がある。また同じく「行商人」を表わす用語に“regratour”があるが、これにはその女性形=“regrateresce”があり、行商人に女性が多かったことをうかがわせている。
- (5) H. T. Riley, ed., *Munimenta Gildhallae Londoniensis, I, Liber Albus*, London, 1859-1862, i, lxxv. (以下参照の場合は、*Lib. Alb.* と略記); Riley, *Memorials*, p. 508.; *Cal. L. Bk.*, H, 244, 301; I, 71.
- (6) Riley, *Memorials*, pp. 323-24.
- (7) *Lib. Alb.*, i, lxxiv.

- (8) *Cal. L. Bk.*, H, 107, n. 2 ; *Lib. Alb.*, i, 266 (trans. ii, 84.)
- (9) Riley, *Memorials*, p. 467.
- (10) *Lib. Alb.*, i, 360 (ii, 140.)
- (11) Riley, *Memorials*, pp. 319, 347. 同様の事例は1367年にもみられる。(*Cal. L. Bk.*, G, 216.)
- (12) *Piers the Plowman*, B, V, 119-227.
- (13) *Cal. L. Bk.*, G, pp. 123-24 ; *Lib. Alb.*, i, 360 (ii, 141.)
- (14) *Cal. L. Bk.*, H, pp. 214-15. このほか行商人への酒の転売を禁じた布告は, *Ibid.*, G, 123-24, 226 ; H, 71, 184, 209, 337, 360.
- (15) *Lib. Alb.*, i, 337 (ii, 137.)
- (16) Riley, *Memorials*, pp. 390-91.
- (17) *Cal. L. Bk.*, H, 215.
- (18) *Lib. Alb.*, i, 332, 337, 457-60. (ii, 132, 137, 179-82.)
- (19) *Cal. L. Bk.*, G, 282. ただし *Ibid.*, 284. では, 教区数は110となっている。
- (20) *Piers the Plowman*, B, V, 409-417.
- (21) *Cal. L. Bk.*, I, 276-77. 1401-39年にかけて, この種の罪を犯したものの氏名が多数ロンドン市の史料に記録されているが, その大部分は聖職者によって占められている。(*Ibid.*, 273-87.)
- (22) Riley, *Memorials*, pp. 86-87.
- (23) *Cal. L. Bk.*, I, 178, n. 1.
- (24) *Piers the plowman*, B, VI, 72.
- (25) J. Stow, *A Survey of London*, ed., C. L. Kingsford, Oxford, 1908, ii, 10.
- (26) Riley, *Memorials*, p. 535, n. 1 ; Stow, *Survey*, ii, 54-55.
- (27) *Cal. L. Bk.*, H, 372 ; *Lib. Alb.*, i, 277 (ii, 96.)
- (28) Riley, *Memorials*, p. 535 ; Stow, *Survey*, ii, 55.
- (29) Riley, *Memorials*, p. 535.
- (30) *Ibid.*, pp. 645-46 ; *Cal. L. Bk.*, K, 75, 75-76, 76, 95 ; L, 136.
- (31) Riley, *Memorials*, pp. 484-86.
- (32) チョーサー, 榊井迪夫訳『カンタベリー物語・上』, 岩波文庫, 190頁。
- (33) *Cal. L. Bk.*, K, 75-76, 95.
- (34) Stow, *Survey*, ii, 55.
- (35) Riley, *Memorials*, p. 368.
- (36) *Ibid.*, pp. 20, 268, 458.
- (37) *Piers the Plowman*, B, V, 327. ff.
- (38) *Cal. L. Bk.*, B, 236, n. 2.
- (39) Riley, *Memorials*, p. 33 ; *Cal. L. Bk.*, B, 236.

一 橋 研 究 第 1 卷 第 2 号

- (40) Riley, *Memorials*, p. 75.
- (41) *Cal. L. Bk.*, E, vii-viii, 156-59, 161-62.
- (42) *Ibid.*, G, 126. 古道具屋や古着屋が15世紀にはいってもコーンヒルを根城に活動していたことについては, Stow, *Survey*, i, 199.
- (43) W. W. Skeat, ed., *Piers the Plowman, three parallel texts*, Oxford, 1886, ii, glossarial index, 456.
- (44) Riley, *Memorials*, p. 339.
- (45) 前掲拙稿, 第 2 章第 2 節, 参照。
- (46) *Cal. L. Bk.*, H, 6 ; Riley, *Memorials*, pp. 440, 547.
- (47) *Ibid.*, pp. 532-33.
- (48) B. M., Harleian Ms. 542, fo. 102ff. printed by H. S. Bennett, *England from Chaucer to Caxton*, 1928, p. 127.
- (49) *Piers the Plowman*, C, VI, 1-108. の自伝的叙述を見よ。

(筆者の住所: 保谷市本町6-15-6 栗原荘)